

## 桐生市計画相談支援促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の障害福祉サービス利用者の増加による、相談支援専門員の不足を解消し、相談支援を円滑に実施し、及び質の高い相談支援を提供するため、相談支援専門員の新たな人員配置を行った相談支援事業所の相談支援事業者に桐生市計画相談支援促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における相談支援の質の向上と促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (2) 相談支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (3) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (4) 常勤 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）第2（3）に規定する常勤をいう。
- (5) 常勤換算方法 指定基準解釈通知第2（1）に規定する常勤換算方法をいう。
- (6) 専従 指定基準解釈通知第2（4）に規定する専従をいう。
- (7) 基幹相談支援センター 障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本市に相談支援事業所の届出をした相談支援事業者であること。
- (2) 申請日において、桐生市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年桐生市規則第30号。以下「桐生市指定規則」という。）の規定により指定を受け、障害者総合支援法第51条の17第

1 項の計画相談支援給付費の支給を、当該指定の日から起算して6月以上受けていること。

- (3) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに桐生市指定規則の規定により相談支援専門員の新たな人員配置の申請又は届出を行ったものであること。
- (4) 常勤で専従の相談支援専門員の新規配置を行った場合、別表1の項に規定する新規担当件数の要件を満たし、新規配置を行った前日と比較して、事業所の相談支援専門員の常勤換算数が1以上増加していること。
- (5) 常勤で兼務若しくは非常勤（専従・兼務）の相談支援専門員の新規配置を行った場合、又は常勤で兼務若しくは非常勤（専従・兼務）の相談支援専門員が常勤で専従の業務を行うようになった場合、別表2の項又は3の項に規定する新規担当件数の要件を満たし、新規配置等を行った前日と比較して、事業所の相談支援専門員の常勤換算数が0.5以上増加していること。
- (6) 相談支援専門員の常勤換算の人数が、令和8年4月1日の前日より増加していること。
- (7) 桐生市地域自立支援協議会の会議や専門部会に参加し、基幹相談支援センターとの連絡体制がとれ、支援困難ケースにも適切に対応できる相談支援事業所の届出をした相談支援事業者であること。
- (8) 第6条の規定による補助金の決定後、本市において原則として5年以上継続して相談支援事業を実施する見込みがあること。
- (9) 相談支援事業者として、相談支援専門員の人材定着に努めていること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桐生市指定規則の規定により相談支援専門員の新たな人員配置の申請又は届出を行った日（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの日に限る。）から1年以内に、桐生市計画相談支援促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

補助金の交付は、相談支援専門員1人につき、別表に定める人員配置の区分ごとに1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- (1) 市長は、前条の規定により補助金を決定したときは、申請者に対し、桐生市計画相談支援促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(2) 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するに当たり、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付の請求をしようとするときは、桐生市計画相談支援促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第9条 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は関係職員に必要な調査を実施させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(1) この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(2) この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者について前条の規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。